

## 宝塚市総合教育会議運営要綱(案)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法律」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、宝塚市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## (会議の招集)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を教育委員会に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、会議の日前2日までにしなければならない。ただし、特に緊急を要するため時間的余裕がない場合は、この限りでない。

3 市長は、会議招集後に追加して付議すべき事件があるときは、当該事件を付議すべき事件として会議の日前2日までに教育委員会に通知しなければならない。ただし、特に緊急を要するため時間的余裕がない場合は、この限りでない。

## (会議の開催等)

第3条 法律第1条の4第2項各号に掲げる構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長並びに教育委員（教育長を除く。）の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。

## (会議の進行)

第4条 会議の進行は、市長が行う。

2 会議の議題は、第2条に規定する付議事件とする。

3 会議の開催中に緊急を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

4 会議には、副市長及び技監並びに議題に係る事務を所管する職員の出席を求めることができる。

## (会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、法律第1条の4第6項ただし書に該当すると会議に出席する構成員の3分の2以上が認める場合は、この限りでない。

## (議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の開催日時及び場所

(2) 会議の出席者

(3) 議題及び議事の要旨

3 第1項の規定にかかわらず、前項第3号に掲げる事項のうち法律第1条の4第6項ただし書に該当すると認める事項については、公表しない。

## (事務局)

第7条 会議の事務局を政策推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市長が会議に諮り、定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月 日から施行する。

宝塚市総合教育会議運営要綱 新旧対照表

現行	改正案
(趣旨) 第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法律」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、宝塚市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。 (会議の招集) 第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を教育委員会に通知しなければならない。 2 前項の規定による通知は、会議の日前2日までにしなければならない。ただし、特に緊急を要するため時間的余裕がない場合は、この限りでない。 3 市長は、会議招集後に追加して付議すべき事件があるときは、当該事件を付議すべき事件として会議の日前2日までに教育委員会に通知しなければならない。ただし、特に緊急を要するため時間的余裕がない場合は、この限りでない。 (会議の開催等) 第3条 法律第1条の4第2項各号に掲げる構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長並びに教育委員（教育長を除く。）の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。 (会議の進行) 第4条 会議の進行は、市長が行う。 2 会議の議題は、第2条に規定する付議事件とする。 3 会議の開催中に緊急を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。 4 会議には、副市長、理事及び技監並びに議題に係る事務を所管する職員の出席を求めることができる。 (会議の公開) 第5条 会議は、公開とする。ただし、法律第1条の4第6項ただし書に該当すると会議に出席する構成員の3分の2以上が認める場合は、この限りでない。 (議事録の作成及び公表) 第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法律」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、宝塚市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。 (会議の招集) 第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を教育委員会に通知しなければならない。 2 前項の規定による通知は、会議の日前2日までにしなければならない。ただし、特に緊急を要するため時間的余裕がない場合は、この限りでない。 3 市長は、会議招集後に追加して付議すべき事件があるときは、当該事件を付議すべき事件として会議の日前2日までに教育委員会に通知しなければならない。ただし、特に緊急を要するため時間的余裕がない場合は、この限りでない。 (会議の開催等) 第3条 法律第1条の4第2項各号に掲げる構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長並びに教育委員（教育長を除く。）の半数以上が出席しなければ、会議を開催することができない。 (会議の進行) 第4条 会議の進行は、市長が行う。 2 会議の議題は、第2条に規定する付議事件とする。 3 会議の開催中に緊急を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。 4 会議には、副市長_____及び技監並びに議題に係る事務を所管する職員の出席を求めることができる。 (会議の公開) 第5条 会議は、公開とする。ただし、法律第1条の4第6項ただし書に該当すると会議に出席する構成員の3分の2以上が認める場合は、この限りでない。 (議事録の作成及び公表) 第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

<p>2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 会議の開催日時及び場所        (2) 会議の出席者        (3) 議題及び議事の要旨</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、前項第3号に掲げる事項のうち法律第1条の4第6項ただし書に該当すると認める事項については、公表しない。        (事務局)</p> <p>第7条 会議の事務局を政策推進課に置く。        (補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市長が会議に諮り、定める。</p> <p><b>附 則</b>        この要綱は、平成27年4月22日から施行する。</p>	<p>2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 会議の開催日時及び場所        (2) 会議の出席者        (3) 議題及び議事の要旨</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、前項第3号に掲げる事項のうち法律第1条の4第6項ただし書に該当すると認める事項については、公表しない。        (事務局)</p> <p>第7条 会議の事務局を政策推進課に置く。        (補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、市長が会議に諮り、定める。</p> <p><b>附 則</b>        この要綱は、平成27年4月22日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>        この要綱は、令和2年7月 日から施行する。</p>
---	--